

交通事故に関わる運転者の生理的及び 心理的要因 及び これらへの対処方法

ドライバーに対する事故防止教育における国のガイドラインである「指導・監督指針」が改正され、今年の3月12日に施行されました。「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因 及び これらへの対処方法」では、「医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させること」、「規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる」ことが指導内容として追加されます。勤務時間や乗務時間に関するルール、飲酒運転の防止については2016年4月号で解説しましたので、今月号では「薬物に関する法令や影響」について、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

●ドライバーに対する「指導・監督指針」の改正概要

項目	改正後の追加内容
①トラックを運転する場合の心構え	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③トラックの構造上の特性	トレーラーを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる トレーラーにより、コンテナを運搬する事業者においては、コンテナロックの重要性を理解させる
④貨物の正しい積載方法	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤過積載の危険性	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	該当する事業者においてはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物及び運搬前の安全確認について理解させる
⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通状況	改正なし
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	注意喚起手手法として指差呼称及び安全呼称を活用する 降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因 及び これらへの対処方法	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪健康管理の重要性	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

I. 違法薬物に加えて市販薬の服用にも注意

薬物を使用した運転について、法令ではどのように定められているのでしょうか？ 道路交通法第66条では、「過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。」と定められています。

この場合の「薬物」には、覚せい剤や大麻といった

違法薬物をはじめ、風邪薬など眠気を誘発する市販薬も含まれます。また、薬物を使用して運転中に人身事故を起こせば「危険運転致死傷罪」、事故を起こさない場合でも「過労運転等の禁止違反」に問われ厳しい罰則が課されます【表1】。

【表1】薬物を使用して運転した場合の罰則

危険運転致死傷罪（自動車運転死傷行為処罰法）	
死亡事故	負傷事故
1年以上20年以下の懲役	15年以下の懲役

過労運転等の禁止違反（道路交通法）	
危険ドラッグ	覚せい剤・麻薬等
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

出典：公益社団法人 全日本トラック協会「トラック運送業界における危険ドラッグ等薬物使用運転防止対策」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

II. 薬物による影響を要確認

薬物を使用した場合に、心身にどのような影響があるのでしょうか？ 麻薬や覚せい剤、危険ドラッグを使用すると、意識が喪失する、興奮して凶暴になる、幻覚症状を起こすなどの影響があり、正常な運転業務に支障が出かねません。危険ドラッグが関係している可能性のある事故事例には、重大な事故が見られます【表2】。

しかし、重大事故に影響を与える薬物は、危険ドラッグばかりではありません。風邪薬の服用による事故

事例も見られます。2008年、ドライバーが意識朦朧となり、乗客26名を乗せた高速路線バスがトンネルの縁石に接触した事故がありました。事故を起こしたドライバーは、「服用後、乗り物又は機械類の運転操作をしないでください」という注意書きがあるにもかかわらず、風邪薬を服用してしまい運転中に意識が朦朧となったと考えられます*。

*詳細は、国土交通省「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書（平成20年度）[第3分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析」をご参照ください。

【表2】危険ドラッグが関係している可能性のある事故事例

発生日時	場所	概要
12年 5月	大阪府	危険ドラッグを吸引して車を運転した男が、商店街を暴走し女性をひき逃げした。(危険運転致死傷罪で起訴)
12年10月	愛知県	危険ドラッグを吸引した男が、高1をはねて死亡させた(危険運転致死傷罪で実刑判決)。
14年 2月	福岡県	危険ドラッグを吸引したと思われる男が、次々に車に衝突する暴走事故を起こした。
14年 6月	東京都	危険ドラッグを吸引した男が、次々に人をはね、1人が死亡する暴走事故を起こした。

出典：厚生労働省「薬物乱用の現状と対策(平成27年11月)」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

III. ドライバーの顔色や声の変化を点呼で確認

このような重大事故が発生していることから、乗務にあたり薬物使用を防止する指導や服薬の確認が重要です。飲酒運転と同様に、薬物使用は法令で禁止されていることを日常から指導するとともに、薬物使用の重大性や個人への影響について、注意喚起、ポスターの掲示などで周知を図りましょう。

服薬を確認する場面としては、点呼があります。薬物乱用者には「顔色が悪く頬はこけ痩せている」「眼がどんよりし態度に落ち着きがない」など、外形的な変化が兆候として現れます。外形的な変化は薬物乱

用だけでなく、健康状態の変化でも顔色や声の変化として出てきます。点呼で声を出し、日常のコミュニケーションを続けているからこそ、何か変化があった時に「いつもと違う」とドライバーの変化に気づくことができるのです。点呼は、必ずドライバーとコミュニケーションがとれる貴重な場面です。運行指示だけでなく、薬物使用を防止する指導や市販薬を服用する際の注意を喚起しながら、安全管理体制の強化を図りましょう。

進藤恵介（しんどう けいすけ）

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員。
保有資格：日本交通心理学会認定 交通心理上、運行管理者（貨物）旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事、運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。